

大鰐町地域おこし協力隊募集要項



1 協力隊募集の背景と目的

青森県津軽地方の南端に位置する大鰐町は、開湯 800 年以上の歴史と大正時代から今もなお根付くスキー文化を誇る「温泉とスキー」の町として、古くから親しまれています。

スポーツ文化で見ると、競技スキーの聖地とも呼ばれるほどスキー文化が強く根付いていますが、近年、野球競技においても知名度が上がってきております。町スポーツ少年団「あじゃらベースボールクラブ(以下、あじゃら BBC)」の全国大会出場、本町出身選手の甲子園出場、そして 2023 年度と 2024 年度のプロ野球ドラフト会議において本町出身選手が指名される等、本町出身選手が全国、そしてトップアスリーの舞台上で活躍しています。

そんな大鰐町が現在抱える課題の 1 つに「学校部活動の地域移行」により保護者の負担が大きくなってしまっていることが挙げられます。この影響により、競技スポーツ人口の減少も顕著であり、チームの存続においても影響を受けているのが現状です。

実際に、野球の競技人口は全国的に見ても減少傾向にあり、その背景には、ケガや競技用具の家計経済的負担の他、チーム運営を担う保護者への負担等がありますが、そもそも近年は、子どもたちのスポーツ離れが顕著になっています。これは野球競技に限った話ではありません。

この課題を解決し、スポーツによる地域振興を図るため、まずは本町にとって、今、新たな追い風となっている野球競技を軸として、持続可能な地域部活動の運営体制を構築し、子どもたちが継続して競技に親しめる環境づくりを進める必要があります。

そのために、地域部活動を含めた地域のスポーツ振興を担う人材が必要であることから、以下の内容のとおり地域おこし協力隊を募集します。

2 活動内容

(1) ミッション内容

野球競技を軸としたスポーツ振興

(2) 活動内容

〈必須の活動〉

① 町スポーツ少年団「あじゃら BBC」のコーチング

平日、休日における練習時の指導及び試合への帯同等

※ 原則、火曜、水曜、金曜のいずれか及び土曜とするが、大会等により日曜又は祝日での出勤もお願いする場合があります。

② 町主催のイベント行事への参加(イベントスタッフ又は特設ブース出展等)及び自主企画イベントの実施

【例】

- ・町で開催されるつつじ祭りやサマーフェスティバル等でのイベントスタッフ
- ・サマーフェスティバル等でのストラックアウトコーナー等の特設ブース出展

③ 広報活動

町の魅力や、スポーツ活動をしている様子等の情報発信

【例】

- ・観光スポットや町内でおすすめの食べ物等

- ・町スポーツ少年団「あじゃら BBC」の練習風景や試合の様子等

④ 活動報告会の実施

1年を通しての活動について、大鰐町民向け活動報告会の実施。

〈選択制の活動〉

次の中から2つ以上実施することとする。

- ① 保育園から高齢者まで、幅広い世代における野球等のスポーツ教室、健康スポーツやレクリエーション等の企画、実施

【例】

- ・保育園児や小学生：地元子供向けの野球体験イベント等(野球を知ってもらう機会の創出)
- ・小学生から中学生：現役プロ野球選手等を招いた野球教室(競技力の向上)
- ・高齢者：レクリエーション等(体を動かす機会の創出)

- ② 町外各種スポーツチームの合宿誘致企画、実施

【例】

- ・野球チーム(リトル、シニア、高校、大学、社会人チーム等)等

- ③ 各種スポーツ大会の企画、実施(参加チーム募集事務含む)

【例】

- ・(仮)大鰐町長杯野球大会
町内外から参加チームを募集し、トーナメント形式での大会を開催

- ④ その他、担当課が認めた隊員自ら企画提案した事業の実施

【例】

- ・あじゃら公園及び多目的広場等の利活用を図る事業
- ・お下がりスポーツ用品の交換会 等

〈(例)3年間のイメージ〉

1年目	・町スポーツ少年団「あじゃら BBC」への指導及び試合への帯同
	・町スポーツ少年団「あじゃら BBC」の保護者との関係づくり
	・広報活動
	・2年目実施事業の企画、提案
2年目	・1年目の活動の継続実施
	・1年目に企画、提案した事業の実施
	・任期後を見据えた資格の取得
	・後任探し(必要に応じて実施)
3年目	・1年目及び2年目の活動の継続実施
	・活動の総まとめ・活動報告会を実施する。
	・任期終了後の準備及び定住に向けた活動をする。

※具体的な例は、「協力隊活動に係るロードマップ」参照のこと。

3 応募・選考方法

書類選考・面接等を通して、以下を確認します。選考に進む方は準備をしてください。
(応募から採用までの流れ)

- ①相談会(オンライン可) → ②書類審査 → ③あじゃら BBC 練習への参加
→ ④最終面接(現地開催) → ⑤採用

※「あじゃら BBC 練習への参加」については、1日以上参加していただきます。

※相談会に参加せず書類審査に進む方には、担当から直接ご連絡する場合があります。

4 募集概要

募集人数	1名
申込受付期間	令和8年5月1日(金)から令和9年2月26日(金)まで ※応募いただいた方から順番に書類審査を開始。 ※受付締切日を待たずに募集を終了する場合有。
活動内容	「2(2)活動内容」に記載のある活動
雇用関係の有無	有
雇用形態及び 処遇等	① 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号(※1)に規定する会計年度 任用職員 ② 報酬 月額200,500円 ※月額から社会保険料等本人負担分を控除 ③ 手当 期末手当・勤勉手当(毎年6月と12月) ④ 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ⑤ 住居 大鰐町内のアパートへ入居 家賃・火災保険・アパート更新料は本人負担なし(町負担) ※光熱水費や住宅入居に係る敷金・礼金は本人負担 ⑥ その他 (1) 車 : 公用車を1台配置 (2) PC : 業務用PCを1台配置 (3) 協力隊業務に要する経費は、担当者との協議の上、必要に応じて 予算の範囲内で支給しますが、以下のものは活動経費から 支出します。 ・あじゃら BBC チームユニフォーム、帽子購入費 ・公式審判、学童コーチ等に必要な資格の取得費
任用期間	任用の日から当該年度の末日まで。 ※勤務実績が良好な場合は任用期間を更新(最大2回まで)

応募資格	<p>以下の要件を満たす方が応募できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校卒業以上で、高校野球(硬式)以上を経験している方 ② 任用の日において18歳以上の方 ③ 応募日時点において、3大都市圏をはじめとする都市地域等(※2)に住民登録をしている方 ④ 任用後、大鰐町に住民票を異動し生活拠点を移すことができる方 ⑤ 普通自動車運転免許をお持ちの方(AT限定可)、または着任までに取得の見込みがある方 ⑥ 基本的なパソコン操作ができ、プレゼン発表の経験がある方、または実践意欲のある方 ⑦ 誠実に職務を行うことができる方 ⑧ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項(※3)に該当しない方
勤務地	大鰐町役場 企画観光課
勤務時間等	<p>1週間あたり30時間(パートタイム勤務)</p> <p>※ 別表に記載する時間帯のうちから調整するものとし、原則1日6時間の勤務とする。 (勤務月の前月末までに勤務表を提出することとする。)</p> <p>※ 週休日：日曜日及び月曜日</p> <p>※ 町主催イベントやあじゃらBBCのコーチングや大会への帯同等で日曜日や祝日、夜間での対応をお願いする場合があります。大会やイベント等で6時間の勤務を超える場合は、超過勤務とし、超過勤務報酬を支給します。なお、週休日や祝日に勤務が発生した場合は、超過勤務報酬の支給又は週休日の振替とすることがあります。</p>
休暇等	<p>取得については、事前に担当者へ相談すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年次有給休暇 <ul style="list-style-type: none"> ※任用期間、勤務月数に応じて付与されます。未使用分は翌年度に繰り越すことができます。 ② 病気休暇 ③ 介護休暇 ④ 特別休暇(例：結婚、出産等)
応募方法	<p>応募書類に記載いただき、郵送又は持参にて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>応募用紙</u>(写真貼付) ※町ホームページに掲載しております。 ・<u>住民票1通</u>(直近1か月以内のもの) ※持参される場合は、月曜日～金曜日の午前8時15分から午後5時までに持参くださるようお願いいたします。ただし、祝日は除きます。 ② 選考方法

	書類選考のうえ、面接を実施します。 ※実施日時・場所及びその結果(合否)については、書面にて通知いたします。 ※面接に係る交通費及び宿泊費については、個人負担となりますが、「大鰐町おためし居住体験事業」を活用することが出来ます。 http://www.town.owani.lg.jp/kurashi/sumai/ijuu/otameshi.html
応募先	〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3 大鰐町総務課 人事行政係 あて
問合せ先	〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3 大鰐町企画観光課 移住定住促進係 T E L : 0 1 7 2 - 5 5 - 6 5 6 1 F A X : 0 1 7 2 - 4 7 - 6 7 4 2 Email : kikaku@town.owani.lg.jp

【別表】

区分	勤務時間	休憩時間
A	午前6時から午後1時まで	午前10時から午前11時まで
B	午前6時30分から午後1時30分まで	午前10時30分から午前11時30分まで
C	午前7時00分から午後2時まで	午前11時00分から午後零時まで
D	午前7時30分から午後2時30分まで	午前11時30分から午後零時30分まで
E	午前8時から午後3時まで	午後零時から午後1時まで
F	午前8時30分から午後3時30分まで	午後零時30分から午後1時30分まで
G	午前9時から午後4時まで	午後1時から午後2時まで
H	午前9時30分から午後4時30分まで	午後1時30分から午後2時30分まで
I	午前10時から午後5時まで	午後2時から午後3時まで
J	午前10時30分から午後5時30分まで	午後2時30分から午後3時30分まで
K	午前11時から午後6時まで	午後3時から午後4時まで
L	午前11時30分から午後6時30分まで	午後3時30分から午後4時30分まで
M	午後零時から午後7時まで	午後4時から午後5時まで
N	午後零時30分から午後7時30分まで	午後4時30分から午後5時30分まで
O	午後1時から午後8時まで	午後5時から午後6時まで
P	午後1時30分から午後8時30分まで	午後5時30分から午後6時30分まで
Q	午後2時から午後9時まで	午後6時から午後7時まで
R	6時間を超えない範囲内において、区分AからQまでのいずれにも該当しない勤務で管理者が特に指定した勤務 ※ただし、午前5時より前、及び午後10時を越える時間帯には、原則勤務を行わない	

(※1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号

第二十二條の二（會計年度任用職員の採用の方法等）

次に掲げる職員（以下この条において「會計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一會計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「會計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

(※2) 3大都市圏をはじめとする都市地域とは

【参考】 <https://www.soumu.go.jp/chikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

(※3) 地方公務員法第16条

第十六條（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】 地方公務員法全文

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>